

円滑な事業再生等に向けた モニタリングの高度化に関する研究会 第1回 事務局説明資料

2024年12月5日

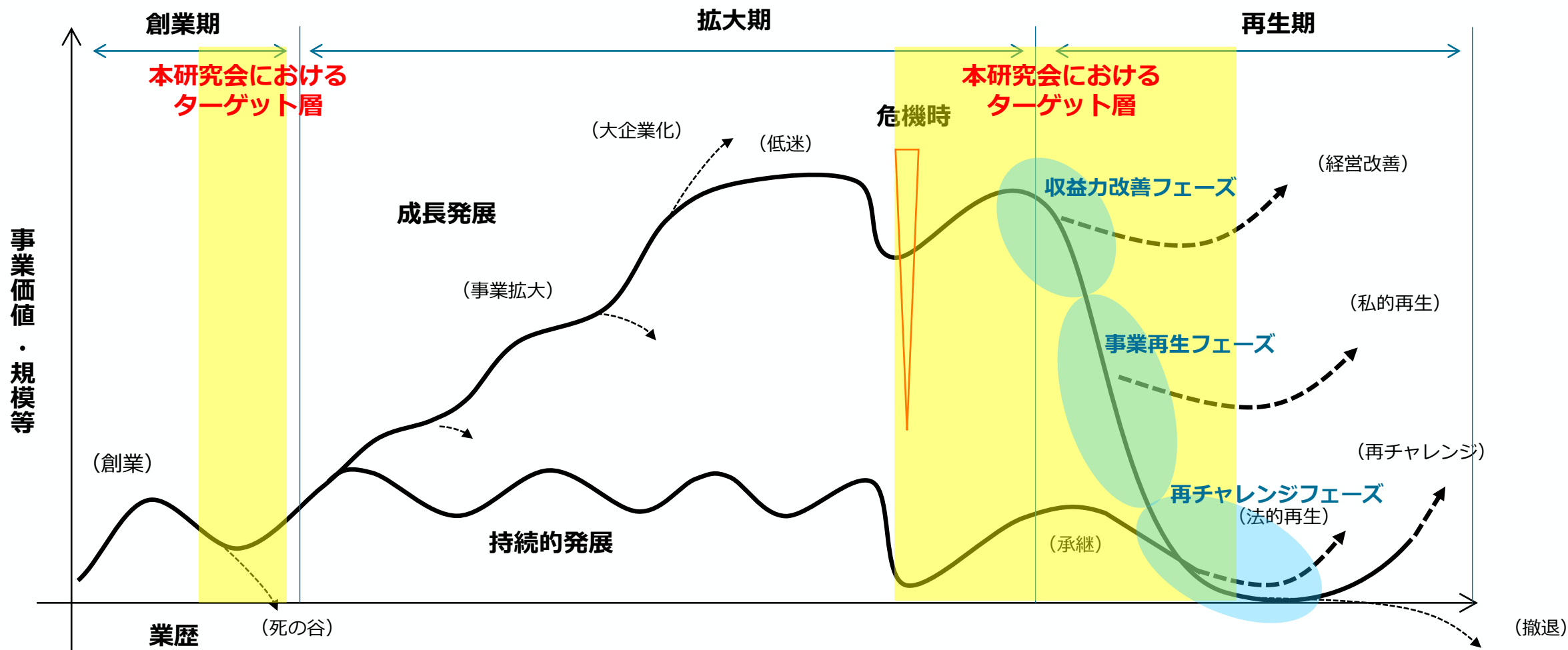
中小企業庁 事業環境部 金融課

設置趣旨

- コロナ禍における中小企業への資金繰り支援策等を経て、民間ゼロゼロ融資の返済も本格化する中で、足下では、倒産件数や信用保証付融資の代位弁済率は増加傾向でコロナ前の水準に戻っており、中小企業活性化協議会への相談件数（再チャレンジ支援等）も大幅に増加している状況。また、中小企業においては、価格高騰、生産性向上、賃上げ、人手不足といった課題への対応とともに、今後は金利ある世界への対応が求められるなど、業況悪化の要因となり得る経営課題に囲まれている状況。この状況下において、これまで信用保証協会や金融機関、中小企業活性化協議会等をはじめ、経営改善や事業再生等に係る事業者支援の強化に取り組んできているところ。
- 一方、コロナ禍で100%保証をはじめとする保証付融資が増加し、**信用保証協会が実質的にメインとなる事業者も増加。**信用保証協会も金融機関もリソース制約がある中で、特に**保証付融資割合の高い中小企業における経営状況悪化のシグナルに対して、信用保証協会によるモニタリングの役割の重要性及びその対応負荷が増している可能性がある**（信用保証協会が事業者支援を打診しても実際に支援に移行しない場合も見受けられる）。また、**中小企業活性化協議会のリソースを超えて対応件数が増加を続ける場合、タイムリーに必要な支援を実行することが困難な状況に陥ることも想定され得る。**
- こうした中では、各機関・土業等での機能分担・連携の下で、信用保証協会や金融機関等における**予兆管理の精度向上や事業者の経営意識の引き上げを進めつつ、経営改善や事業再生、再チャレンジ等に関する支援が必要な企業を早期に特定し、企業が様々な選択肢を取り得る状態の中で効果的かつタイムリーな対応を実行していくことが重要ではないか。**
- また、**各機関のリソース制約下での予兆管理・事業者支援及び中小企業の経営力向上の観点から、データを生み出す中小企業及びデータを活用する信用保証協会・金融機関の両輪でのDX・デジタル化の取組も含めて、効率的・効果的にモニタリングを行っていくことが必要となっているのではないか。**
- こうした点を踏まえ、保証付融資先を念頭に、**事業者の業況悪化のシグナルを早期かつタイムリーに把握し、適切な事業者支援（収益力改善・事業再生等）の実行に繋げていくモニタリングの在り方について、足下及び中長期における関係者連携やDX・デジタル化といった観点から、現状や課題を整理の上、対応の方向性について検討を行っていくこととする。**

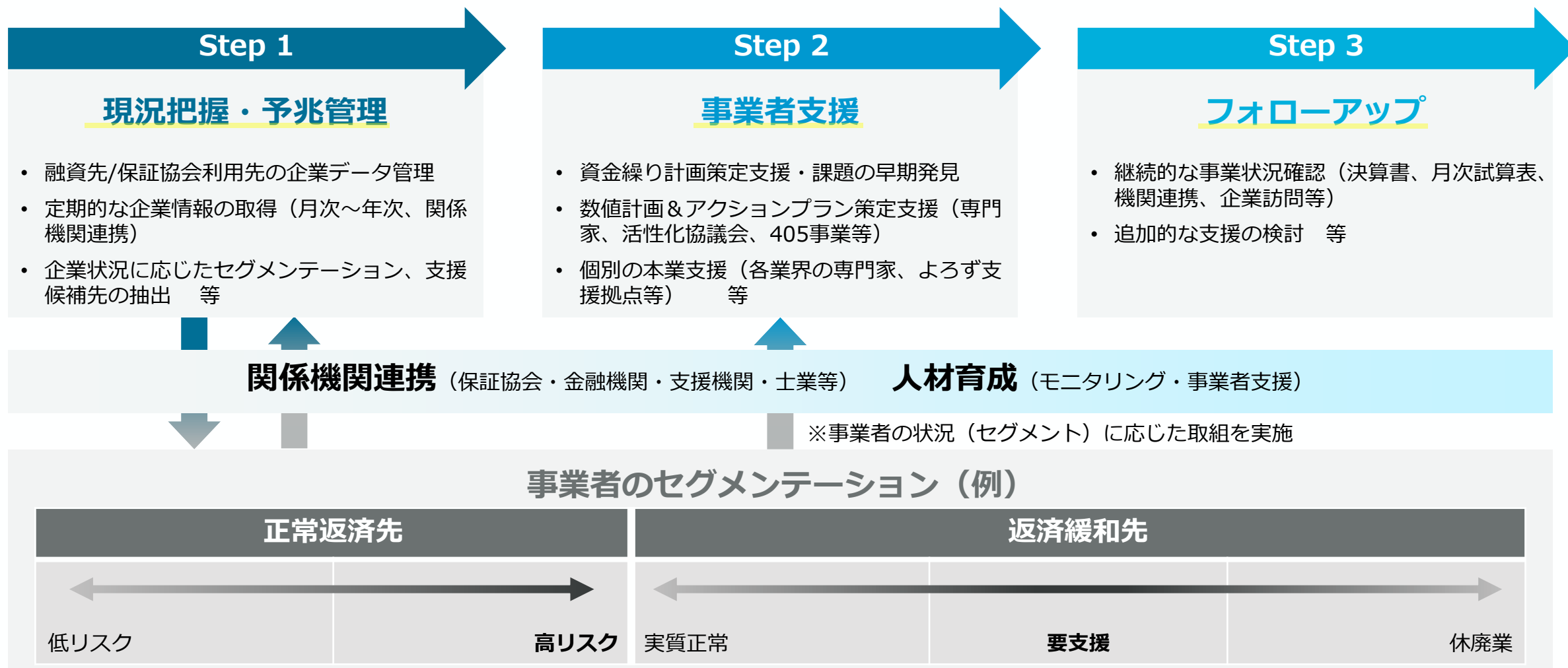
本研究会におけるターゲット層（イメージ）

- モニタリングすべきターゲット層は、主に保証付融資を活用する企業のうち、企業の先行きに対してまだ様々な選択肢を持つ再生フェーズ周辺の企業及び創業後の「死の谷」周辺の企業が中心。



本研究会におけるモニタリング

- 事業者の現況把握・予兆管理（状態変化の検知を含む）から、事業者の諸状況に応じた支援の実行・フォローアップについて、関係機関と連携の下で取り組む一連のプロセスを指す。

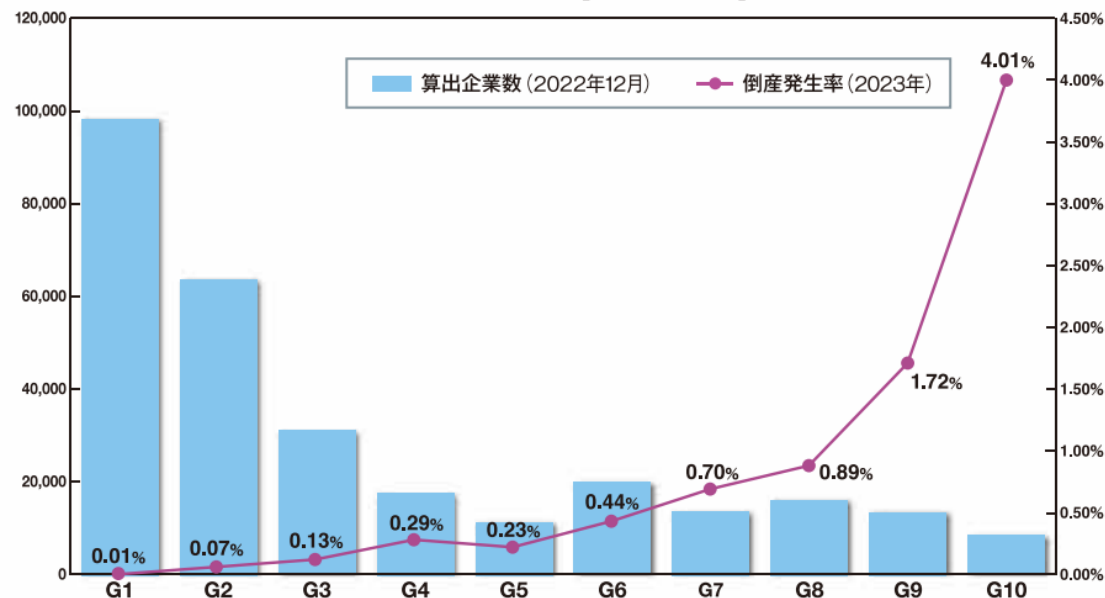


(参考) 倒産予測値の概要 (帝国データバンク)

- 株式会社帝国データバンクでは事業者の予兆管理の手法として、当社が保有する「信用調査報告書」や「企業概要ファイル (COSMOS2)」を始め、日々入手した変動情報を用いた統計モデルによって、個社が今後1年以内に倒産する確率を日次で算出する「倒産予測値」を構築している。

予測値グレード別算出企業数と倒産発生率

予測値グレード別算出企業数と倒産発生率[CCRモデル]



(出典) 株式会社帝国データバンク 提供

予測値グレードの主な変動要因

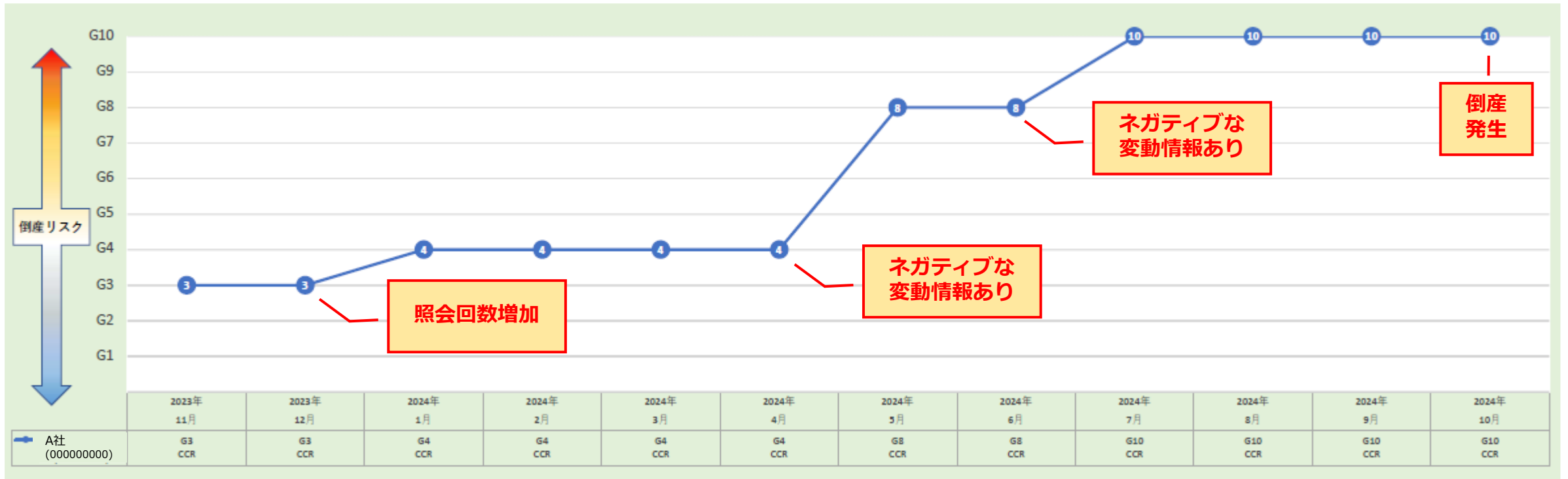
予測値の算出に用いる項目例は以下の通りである。ポジティブな情報であればグレードは低下し、ネガティブであれば上昇する。なお、算出方法により使用項目は異なる。

使用項目例	内容
変動情報	日々入手した事業者の各種情報、または変動情報からの期間経過
信用調査報告書	資金繰り、自己資本、グループ系列、経営者人物像、経営者評価、担保設定状況
照会状況	特定業界からの照会回数
倒産実績	業種別倒産実績
財務指標	総資本経常利益率、売上高金利負担率、売上高営業外費用率、現預金手持日数、買入債務回転期間、棚卸資産回転期間 ※業界により用いる指標は異なる。

(参考) 倒産予測値グレードの推移事例

- 今年倒産した企業における倒産予測値推移の事例は以下の通りである。

倒産発生12カ月前までの予測値グレードの推移事例



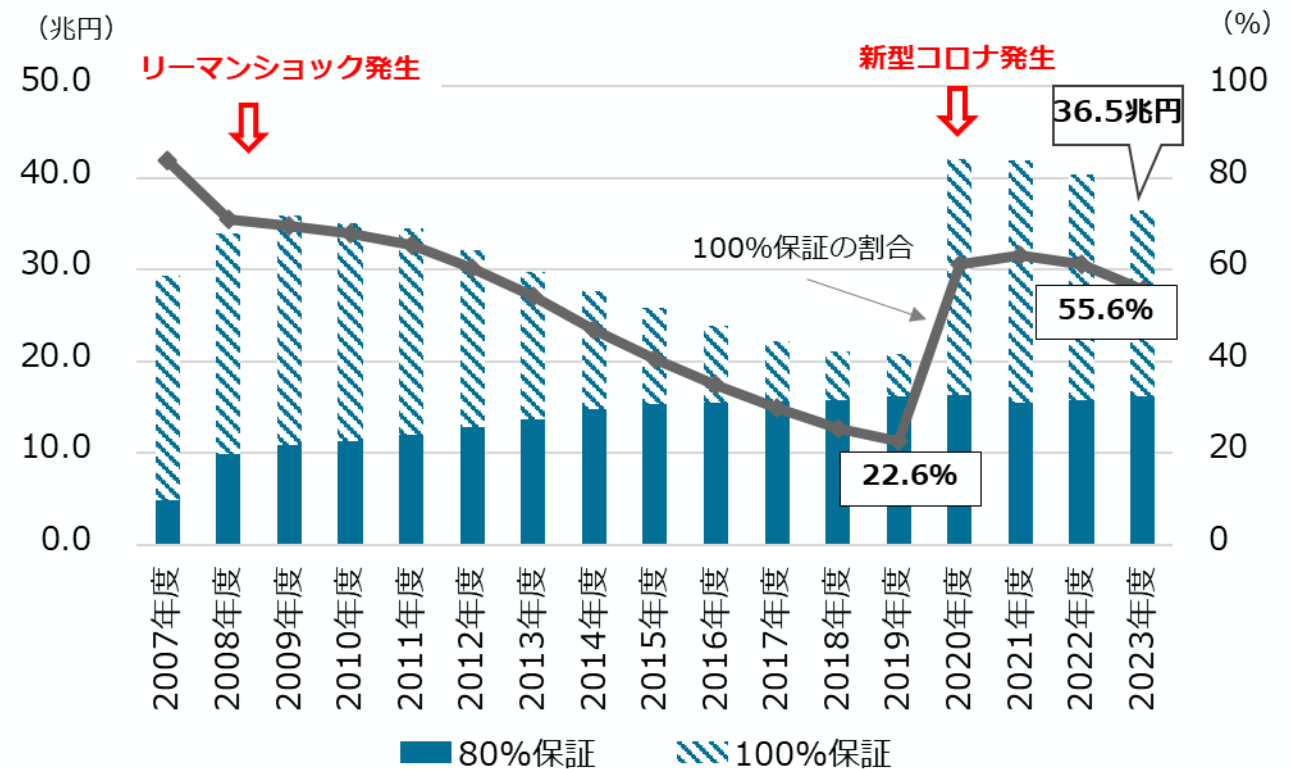
背景① コロナ禍での保証制度を通じた資金繰り支援・100%保証の増加

- 2007年以降、従前の100%保証から原則80%保証（セーフティネット保証を除く。）に移行したが、民間ゼロゼロ融資等により、保証債務残高は増大（100%保証の割合は22.6%から最大63%まで増加したが、足下は55.6%まで低下）。

コロナ禍における保証制度

- セーフティネット保証 5号（80%保証）の全業種指定**
※2020年5月開始。2021年7月に全業種指定解除。
- 危機関連保証（通常の保証/セーフティネット保証とは別枠の100%保証）**
※2020年2月開始。2021年12月に終了。
- コロナ借換保証（100%保証の融資は100%保証で借換可能）**
※2023年1月開始。2024年6月末に終了。
※石川県内の災害救助法適用地域でのみ継続中。
- セーフティネット保証 4号（100%保証）**
※2020年2月開始。2024年6月末に終了。

信用保証協会における保証債務残高（ストック）

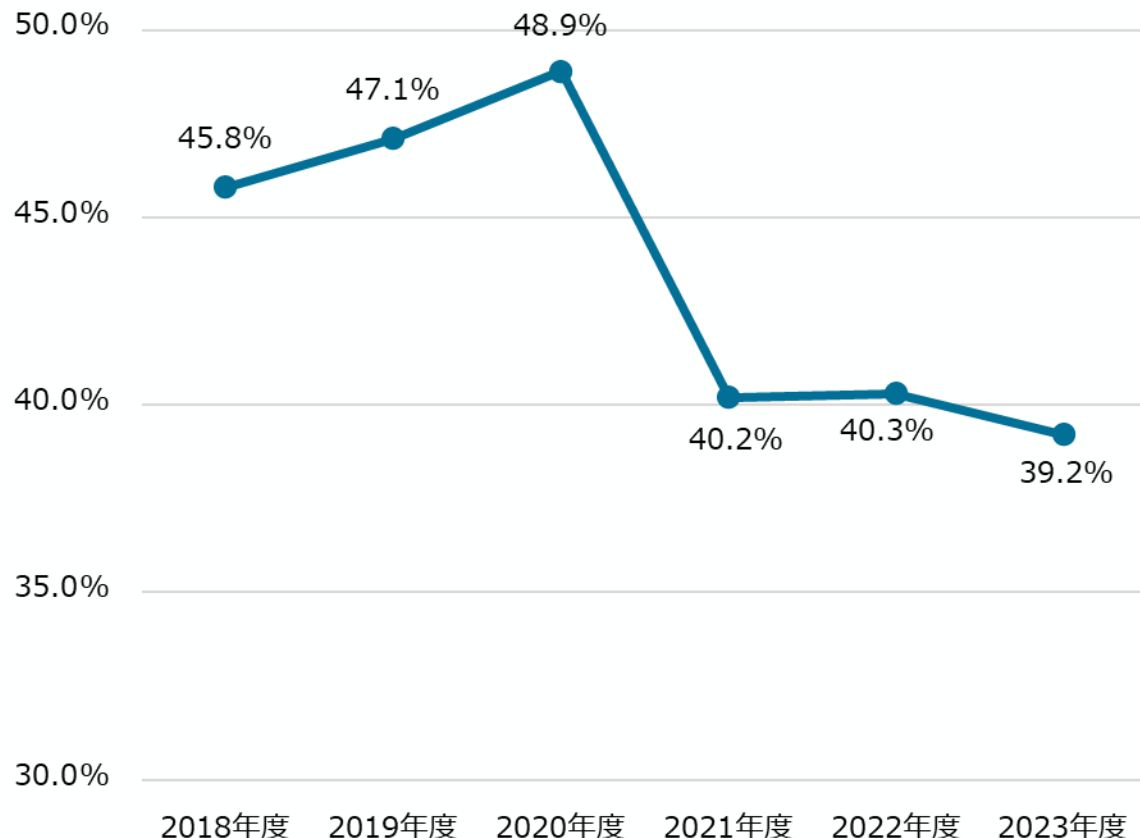


（出典）全国信用保証協会連合会より

(参考) 保証付融資申込時点のプロパー融資残高の割合

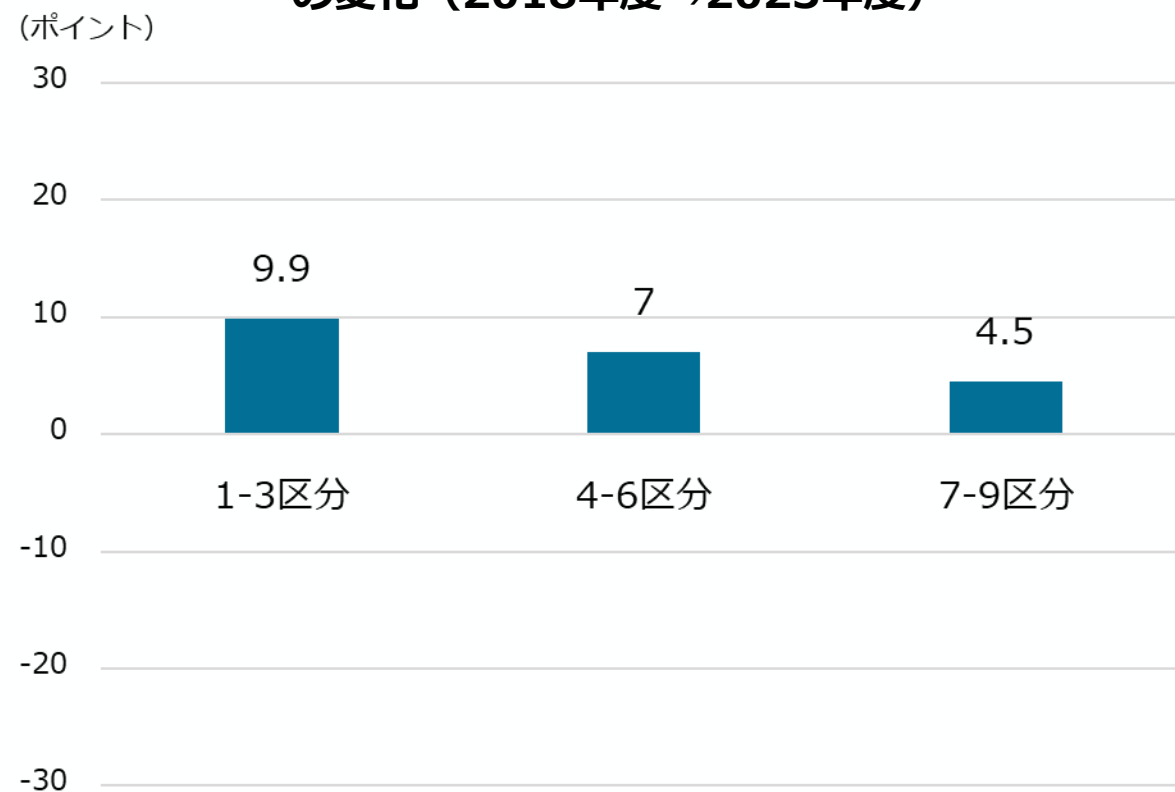
- 保証協会への保証申込時点において、既にプロパー融資が入っている先はコロナ禍で1割程度減少。
- 民間ゼロゼロを含むコロナ禍の各種支援により資金需要を満たしたことでプロパー融資が減少。

プロパー融資あり保証承諾件数の割合



(出典) 信用保証協会別の保証実績より

CRD区分別のプロパー融資なし保証承諾件数の割合の変化 (2018年度⇒2023年度)



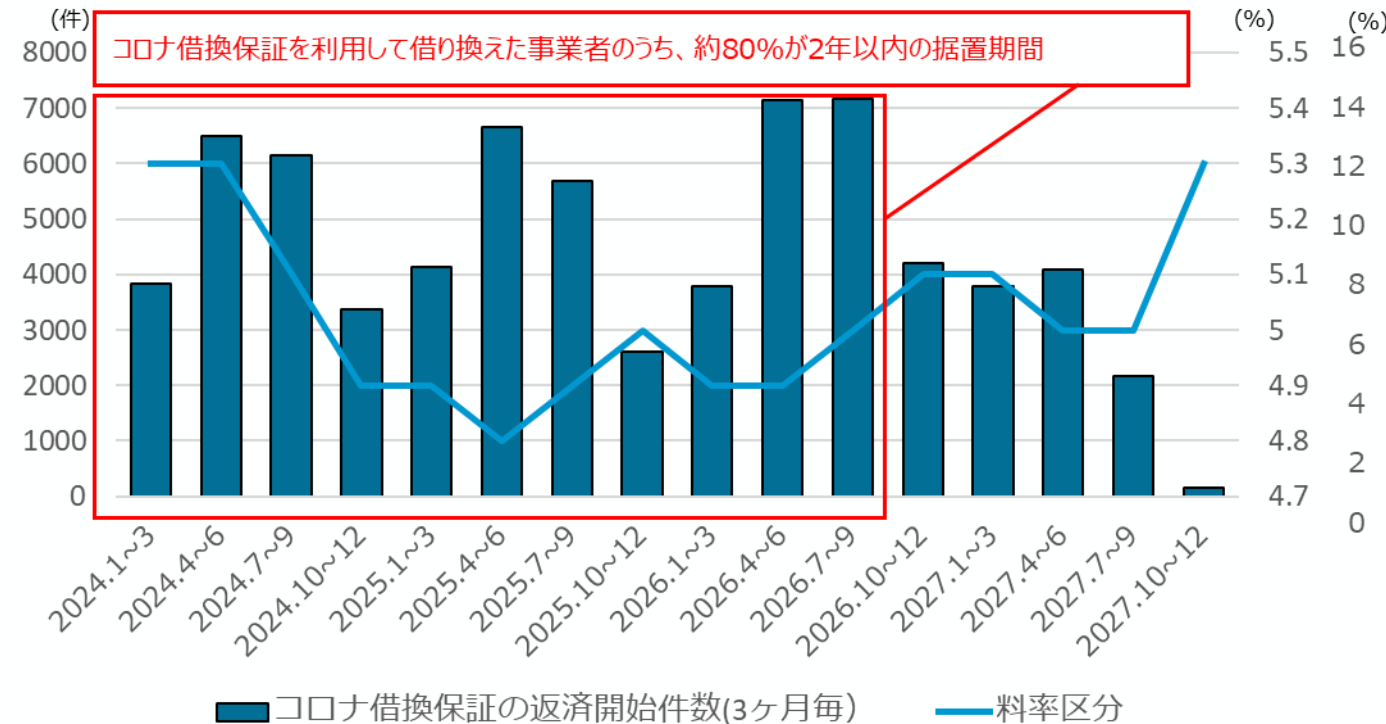
(注) CRD区分は、数字が高い区分ほど倒産確率が低くなる。

(出典) 全国信用保証協会連合会より

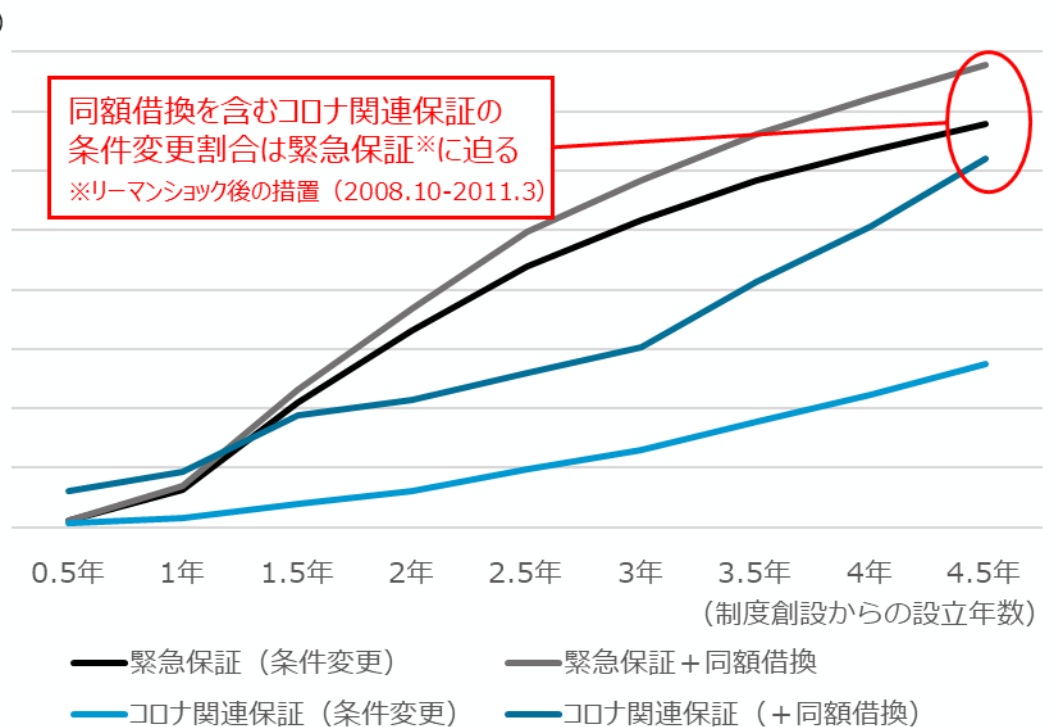
(参考) コロナ借換保証の返済本格化・条件変更の状況

- コロナ借換保証の利用実績は、2024年7月末時点で29.8万件、7.1兆円。コロナ借換保証の利用者のうち、約8割が2年以内の据置期間。
- 現時点でコロナ関連保証の条件変更割合は低位だが、（実質的な条件変更と考えられる）**同額借換を含めた割合は高く、今後の債務履行状況を注視する必要あり。**

コロナ借換保証（据置期間設定案件）の返済開始月別件数/料率区分



累積条件変更割合の推移（金額ベース）



(注1) コロナ借換案件(令和5年1月～令和6年6月)21.8万件のうち、据置期間を設定している8.8万件について集計

(注2) 平均料率区分は、各月の返済開始案件に係る付保時のPD値により算出したもの

(出典) 日本政策金融公庫データより作成。

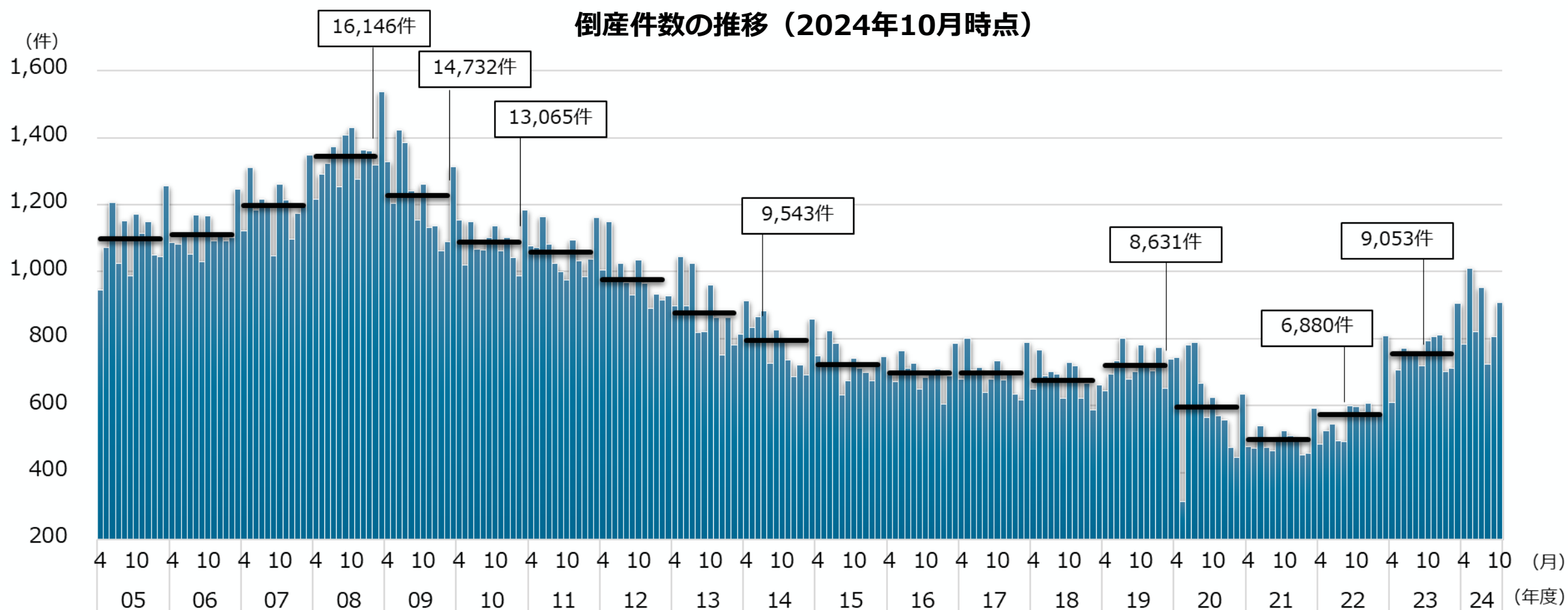
(注1) 累積条件変更割合=条件変更案件の保険引受額/制度終了時までの保険引受額。

(注2) 同額借換について、条件変更を行った後に同額借換を行った案件は除いて集計。

(出典) 日本政策金融公庫データより作成。

背景② 足下の倒産動向

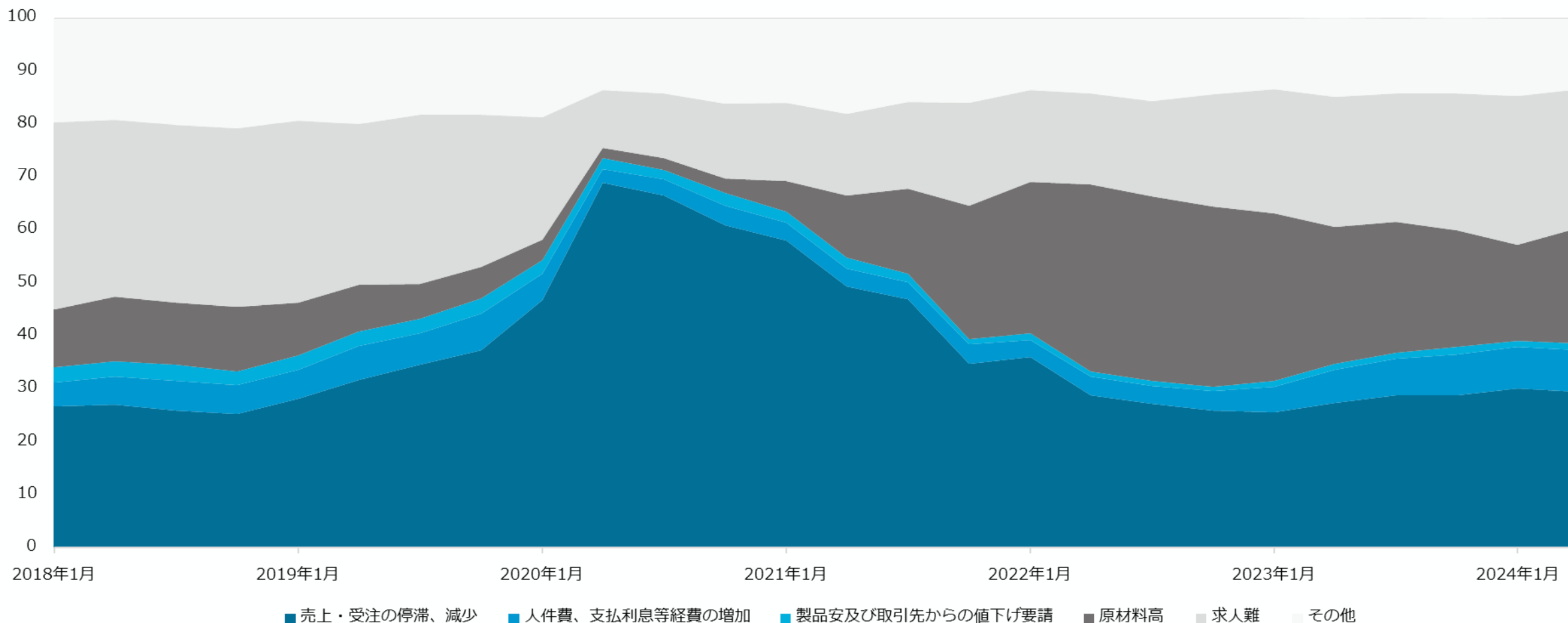
- 2023年度の倒産件数は、2014年度以来、**9年ぶりに9,000件台に増加**し、前年度比で**32%増**。
- 2024年10月の倒産件数は909件**（前年同月比15%増）。なお、前々月（2024年8月）は、29ヶ月ぶりに前年同月を下回ったものの、物価高や人件費上昇等のコストアップ要因、金利動向等も踏まえて今後の動向を注視する必要あり。



背景③ 経営上の問題点の推移

- 当面の経営上の問題点について、コロナ禍と比較して、直近でも「売上・受注の停滞、減少」が最も多いものの、「求人難」、「原材料高」の割合が増加傾向にある。

経営上の問題点の推移（中小企業）

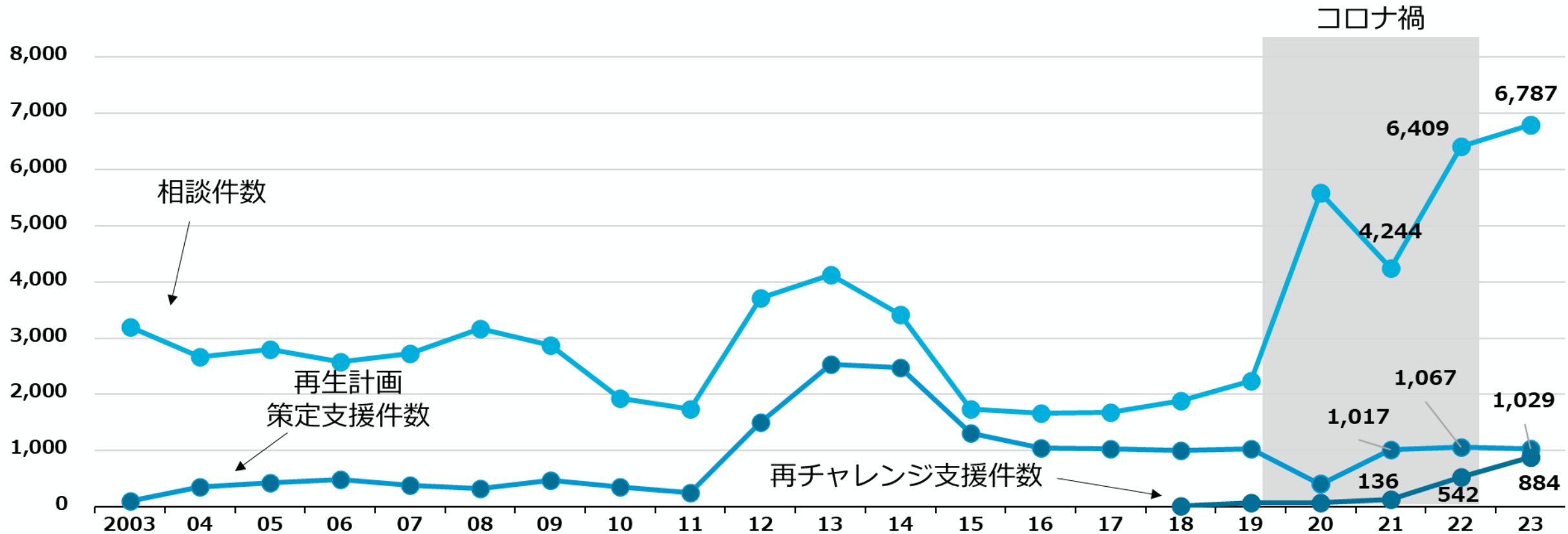


(注) ここでいう「中小企業」とは、(株)日本政策金融公庫取引先のうち、原則として従業員20人以上の企業をいう。
(出典) 日本政策金融公庫総合研究所「全国中小企業動向調査（中小企業編）」

背景④ 中小企業活性化協議会の相談件数の増加

- 2023年度の中小企業活性化協議会の相談件数は過去最高の6,787件。
- 再生計画策定支援件数も2021年度から増加傾向であるほか、再チャレンジ支援件数は大幅に増加。

中小企業活性化協議会の支援実績



(注) 中小企業再生支援協議会は2022年4月1日より中小企業活性化協議会として再編。(上記実績は中小企業再生支援協議会における支援実績を含む)
(出展) 中小企業活性化協議会全国本部より

（参考）監督指針における経営支援の強化等に関する記載

- 保証協会については、2024年6月から中小企業活性化協議会への相談持込み等の関係機関連携について位置づけた監督指針が適用されている。
- 中小・地域金融機関については、2024年4月から事業者の実情に応じた経営改善や事業再生支援について、早めの対応促進やコンサルティング機能の強化等を位置づけた監督指針が適用されている。

信用保証協会向けの総合的な監督指針

（関連部分抜粋）

Ⅱ－２－２ 主な着眼点

（２）保証承諾後の対応 ②経営支援 事業再生支援等の取組み

信用保証協会は、（中略）**中小企業者の状況の変化の兆候を把握し、中小企業者に早め早めの対応を促すことが重要**であり、中小企業者を取り巻く状況が変化した場合などには、**資金繰り支援にとどまらない、中小企業者の実情に応じた経営支援・事業再生支援等に取り組む必要がある**。

上記を踏まえ、信用保証協会は、外部専門家・外部機関等と連携して、中小企業の事業再生等に関するガイドライン等の活用を促すなど、中小企業者の事業再生等の支援について積極的な対応をしているか。特に、**事業再生支援等が必要と思われる事業者のうち、信用保証付き融資の割合が高い中小企業者（求償債権事業者含む）については、関係金融機関等と目線合わせを行うなど連携の上、信用保証協会が主体的に事業再生支援等の必要性を検討し、必要に応じて、直接又は間接的に、中小企業活性化協議会への相談持込みが実施されているか。**

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

（関連部分抜粋）

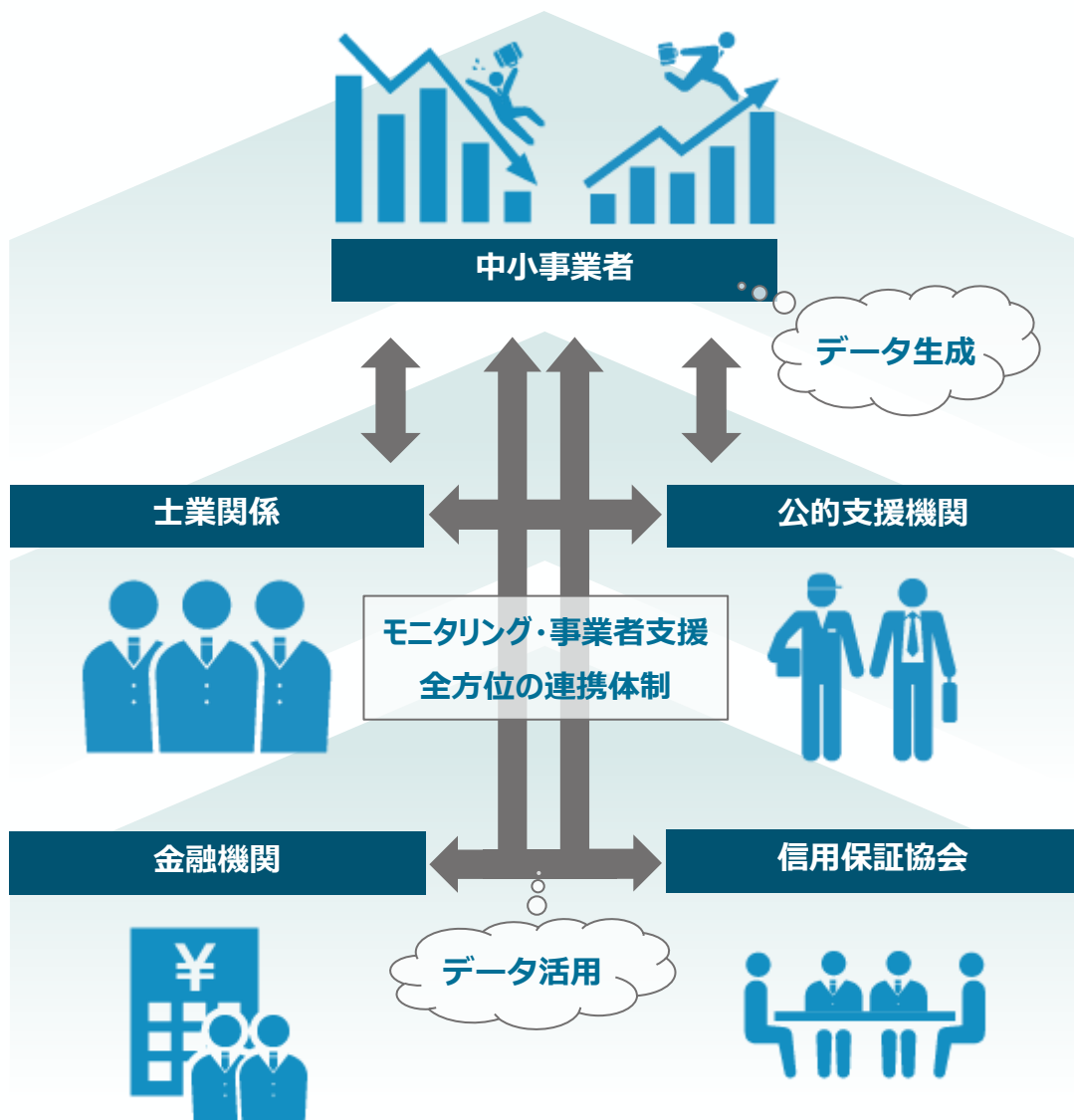
Ⅱ－５－２－１ 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

地域金融機関のコンサルティング機能は、**顧客企業との日常的・継続的な関係から得られる各種情報を通じて経営の目標や課題を把握・分析した上で、適切な助言などにより顧客企業自身の課題認識を深めつつ、主体的な取組みを促し、同時に、最適なソリューションを提案・実行する**という形で発揮されることが一般的であるとみられる。その際、**業況悪化の未然防止や早期改善等の観点から、顧客企業の状況の変化の兆候を適時適切に把握し、早め早めの対応を促すことが重要**である。

（３）③（前略）また、上記のほか、貸付残高が少ない顧客企業や、保全されている債権の割合が高い顧客企業、**信用保証協会の保証付き融資の割合が高い顧客企業に対しても、自身の経営資源の状況等を踏まえつつ、必要に応じて早めに他の金融機関や信用保証協会、外部専門家、外部機関等と連携し、顧客企業の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等に取り組んでいく。**

本研究会における議論の流れ（案）

筋肉質な経営、早期の収益力改善・再生・再チャレンジ



1. 中小企業金融を巡る状況

第1回

- (1) 足元における中小企業を巡る経済金融情勢の変化
- (2) 信用保証協会・地域金融機関における状況変化
- (3) 中小企業活性化協議会等の再生フェーズにおける状況変化

2. モニタリングの現在地

第1回

- (1) 信用保証協会における取組と課題
- (2) 地域金融機関における取組と課題
- (3) タイムリーかつ効果的なモニタリングの実現に向けた課題・対応

3. モニタリングの高度化

第2回

第3回

- (1) 事業者の経営改善や事業者への支援等におけるデータ活用の重要性
- (2) 円滑な事業者支援に向けたデータ連携の仕組み
- (3) データ連携・活用に基づくモニタリングや事業者支援の取組と課題

4. 今後の対応に向けて

第4回

- (1) 既存リソースを活用した対応の方向性
- (2) 中長期での理想図に向けた対応の方向性

(参考) 本研究会のスケジュール①

❖ 第1回研究会（12/5（木）13：00-15：00）

<モニタリングの現状把握・論点提起、モニタリング強化に向けた足下の対応>

- 背景・論点案の提示 【事務局】
- 早期の再生・再チャレンジ支援に向けた現状・課題・関連機関との連携 【中小企業活性化協議会全国本部様】
- 信用保証協会におけるモニタリングの考え方・取組と課題 【全国信用保証協会連合会様】
- 金融機関におけるモニタリングの考え方・取組と課題 【芝信用金庫様、北國銀行様】

❖ 第2回研究会（1/14（火）10：00-12：00）

<中小企業と金融機関の両輪でのDX・デジタル化>

- 論点案の提示 【事務局】
- データ活用による中小金融のモニタリング高度化・事業者支援
【株式会社野村総合研究所 金融デジタルビジネスリサーチ部 エキスパートリサーチャー 山田 彰太郎様】
- 柔軟かつタイムリーな中小企業支援に向けたデータ連携の取組と課題
【公益財団法人ソフトピアジャパン 理事長 松島 桂樹様】
- 中小企業情報の電子化を巡る情勢と金融・経営支援への活用可能性
【株式会社スマイルワークス 代表取締役社長 坂本 恒之様】

(参考) 本研究会のスケジュール②

❖ 第3回研究会（2/12（水）12：00-14：00）

<モニタリング・事業者支援の高度化に向けた対応・連携>

- 論点案の提示 【事務局】
- 金融機関におけるAI活用/デジタル化の取組（しんきんDB） 【信金中央金庫様】
- 収益力改善に向けたモニタリングと伴走支援の在り方
【ブレイン・アンド・キャピタル・ソリューションズ株式会社 取締役 マネージングディレクター 黒澤 祐一様】
- 税理士による中小企業支援と金融機関等との連携 【日本税理士会連合会様】

❖ 第4回研究会（3/11（火）10：00-12：00）

<取りまとめ報告書（案）>

- 報告書（案） 【事務局】

❖ 報告書公表（3月後半）

本日は議論いただきたい論点（例）

1. モニタリング体制全般

- 事業継続の観点から厳しい状況にある事業者については、早期に経営状況悪化のシグナルを把握することが必要。そのためには、**現況把握・予兆管理の時点で事業者の状態に応じた適切な対応を取れるような態勢を整備しておくことが重要**であるが、**保証協会や金融機関によっては、対応方法等に差異が大きいのではないか。基本的なモニタリングの質を確保していく上での課題**はどのようなものがあるか。

2. 現況把握・予兆管理

- 特に、**コロナ禍で増大した保証付融資先**については、支援が必要な事業者をタイムリーに特定していくことが重要だが、**保証協会は、その特性上、リソースや財務情報の入手タイミングなどの制約**があり、事業者に関わる各機関等において取組を進めることが前提となる。財務情報の適時性や真正性を確保しつつ、支援の実効性を担保していくためには、**保証協会や金融機関、士業（税理士等）、支援機関等の関係者間の連携の下、どのような仕組みを作っていくべきか。**

※例えば、金融機関は、入出金情報や預貸情報等の詳細なデータを保有しており、月次で状況変化のある事業者に関して、機関内のシステムで通知を発する仕組みを持つところもある。また、一般的に、税理士は事業者に近い立場として、月次の巡回監査等で定量・定性面で信頼性のある情報を持つとされている。

- コロナ借換保証の約8割が2年以内の据置期間である等を鑑みると、短期で実効性のあるモニタリング強化の仕組みが求められる中で、**足下ではどのような取組を進めていくことが望ましいか。**

3. 事業者支援・フォローアップ

- 今後、経営改善・再生支援等を必要とする事業者は増加傾向で推移する見込みあり、保証協会等においても単に支援を必要とする事業者の把握のみに留まらない中で、支援を実行する上で必要となる**関係者連携や人材等の支援体制面について課題はないか。**
- 本質的には、（必要に応じて専門家の知見を借りつつ、）**事業者が自ら経営状態を認識する仕組みを作っていくことが重要であるが、この点、保証協会や金融機関の経営支援の在り方について、どう考えていくべきか。**